大桑村議会情報セキュリティ基本方針

令和８年４月１日決定

大桑村議会

改訂履歴

改訂年月日	改訂理由・内容
令和８年４月１日	策定

大桑村議会情報セキュリティ基本方針

１　目的

大桑村議会（以下「議会」という。）が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持し議会が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的として、大桑村議会情報セキュリティ基本方針（以下「情報セキュリティ基本方針」という。）を定める。

また、基本方針は、地方自治法の一部を改正する法律（令和６年法律第６５号）による改正後の地方自治法第２４４条の６第１項で定めるサイバーセキュリティを確保するための方針に位置付けるものとする。

なお、大桑村議会議員（以下「議員」という。）個人が、議員活動の中で取得した情報資産は、基本方針の対象外とする。

２　定義

情報セキュリティ基本方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

（１）情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

（２）機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

（３）完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

（４）可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

（５）無害化通信

インターネットメール本文のテキスト化や端末への画面転送等により、コンピュータウイルス等の不正プログラムの付着が無い等、安全が確保された通信をいう。

３　対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

（１）不正アクセス、ウイルス攻撃等のサイバー攻撃や部外者の進入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要資産の詐取、内部不正等

（２）情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
（３）地震、落雷、火災等の災害によるサービスおよび業務の停止等
（４）大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
（５）電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

４　対象範囲
（１）対象組織
　情報セキュリティ基本方針が対象とする組織は、議会とする。
（２）対象情報資産
　情報セキュリティ基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。
ア　村が管理するネットワーク及び情報システムで取扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）

５　遵守義務
　議員は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって、情報セキュリティ基本方針を遵守しなければならない。

６　情報セキュリティ対策
　情報資産への脅威から情報資産を保護するために、次の情報セキュリティ対策を講じる。また、情報セキュリティ対策の実施に当たっては、村長と連携して行うものとする。
（１）情報セキュリティ管理体制の確立
　情報セキュリティ対策を確実に管理するための体制を整備する。
（２）情報資産の分類と管理
　情報資産をその内容に応じて分類し、その重要度に応じた情報セキュリティ対策を行う。
（３）物理的セキュリティ対策
　議会事務局への不正な立入り、情報資産への損傷、盗難等から保護するための物理的な対策を講じる。
（４）人的セキュリティ対策
　情報セキュリティに関する権限や責任及び遵守すべき事項を明確に定め、議員に対する周知及び徹底を図るとともに、十分な教育、啓発が行われるよう必要な対策を講じる。

（５）技術的セキュリティ対策

情報資産を不正アクセス等から保護するため、情報資産へのアクセス制限、ネットワーク管理等の対策を講じる。

（６）運用

情報システムの監視、情報セキュリティ対策の遵守状況の確認等、外部委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティ基本方針の運用面の対策を講じるものとする。また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適切に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

７　監査等の実施

情報セキュリティ基本方針の遵守状況やセキュリティ対策について検証するため、必要に応じて監査等を実施する。

８　情報セキュリティ基本方針の見直し

監査等の結果、情報セキュリティ基本方針の見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、情報セキュリティ基本方針を見直す。

９　情報セキュリティ対策基準の策定

上記６、７及び８に規定する対策等を実施するため、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める大桑村情報セキュリティ対策基準を策定する。

10　情報セキュリティ実施手順の策定

情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を具体的に実施するために、情報セキュリティ実施手順を必要に応じて策定する。

11　情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順の扱い

情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより議会の運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。